

新型コロナウイルス感染症 回復届

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間（学校保健安全法施行規則 第 19 条）

「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」

- 「発症した後 5 日を経過」は発症した日を 0 日目とし、翌日から起算します。
- 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いは、検体採取日を 0 日目とします。
- 「症状が軽快した後 1 日を経過」は軽快した日を 0 日目とし、翌日から起算します。
- 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（痰や喉の痛みなどの症状）が改善傾向にあることを指します。

発症日	令和 年 月 日 ()
診断日 検査日	令和 年 月 日 ()
症状軽快日	令和 年 月 日 ()
学校を休んだ期間	令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()

令和 年 月 日

年 組 番：生徒氏名

保護者氏名：

【その他の提出物】

*医療機関を受診した場合

処方された薬の説明書のコピー等の添付をお願い致します。治癒の証明書等の診断書は不要です。

*検査キットでの検査の場合

検査キットでの検査結果の写真（担任に画像を確認させることも可）

【お願い】

出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。ご協力お願い致します。